

令和5年度改訂

- I はじめに
 - 1 「いじめ」についての基本的な考え方
 - 2 「いじめ」の定義
 - 3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的
- Ⅱ いじめの防止等のための組織
 - 1 役割
 - 2 組織図
- Ⅲ いじめの防止等のための取組
 - 1 未然防止
 - 2 早期発見
 - 3 いじめへの対応
 - 4 ネット上のいじめへの対応
 - 5 教員研修
 - 6 年間計画
- Ⅳ 重大事態への対処
- V その他(参考資料等)

令和4年度 いじめ認知件数 6件 (全て解消済)

I はじめに

I-1 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

本校では、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」(生徒指導提要)の認識のもと、学校経営方針「笑顔輝く魅力的な学校の創造」に向かい、「温かい思いやりの心がかよう学校」(本校の目指す学校の姿)を目指し、いじめ防止基本方針を策定する。

そして、全ての児童を対象に、保護者や地域及び関係機関と連携し、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

Ⅰ-2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

Ⅱ いじめの防止等のための組織

Ⅱ-1 役割

- (1) いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、教職員は小さな兆候や懸念、児童・保護者等からの訴えを一人で抱え込むことなく、いじめ防止の窓口である生徒指導委員会に報告・相談を行う。
- (2) 生徒指導委員会は情報を整理して記録し、情報の集約と共有化・共通理解を図 り、具体的取組の方針・方法を明示する。
 - 2 生徒指導委員会の役割は次の通りである。(いじめ等に関する部分)
 - ① いじめ防止の取組(年間計画)の計画・実施
 - ② いじめ相談・窓口としての役割
 - ③ いじめに関する情報の収集と記録・整理、共有化
 - ④ 事実関係の聴取・指導や支援の体制づくり
 - ⑤ いじめ事案への対応、保護者との連携を組織的に行う中核としての機能
 - ① 北斗市教育委員会、第三者機関、関係機関との連携

Ⅱ-2 組織(構成)

生徒指導委員会の構成

①いじめ等事案の当該学級担任

②生徒指導部代表・・・・・・・・・記録・整理・共有化

③生徒指導部(生徒指導委員会担当)・・いじめ防止アンケート

④養護教諭・・・・・・・・・・・・・・保健室経営、情報収集

⑤主幹教諭・・・・・・・・・・・・いじめ事案第1対応窓口

全体計画 • 運営

設

委

員

会

⑥教頭・・・・・・・・・・・・・・・関係機関等との連携

⑦ P T A 役員 (会長・副会長)、学校評議員・・・(必要に応じて選任する)

※状況により、校長、学年団、特別支援部等が加わるものとする。

Ⅲ いじめの防止等のための取組

Ⅲ-1 未然防止

未然防止こそが何よりも大切であり、いじめが起きない学校・学級風土の醸成がその基盤である。全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等の教育活動へ主体的に参加・活躍できる学校づくりを進め、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが創り出していく姿を目指す。

(1) 児童に対して

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級経営を行う。また、学校・学級のルールを守る等の規範意識を育む。
- ② 授業改善・よりよい授業の提供に努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 命の大切さや思いやりの心、児童一人一人がかけがえのない存在であること等を道徳の時間をはじめとする全教育活動を通じて育む。
- ④ 「いじめは絶対に許されないこと」「見て見ぬふりもいじめにつながること」「いじめをみたら知らせる、やめさせる努力をする」という認識を児童がもつよう、常に指導・対話を行い、言葉や態度、礼儀等をも含んだ豊かな人間性を育む。

(2) 教職員に対して

- ① 児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、「人間的ふれあい」を基盤に、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童が自己実現を図れるよう、児童が活躍できる授業実践に努める。
- ③ 児童の思いやりや命を大切にする心を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 「いじめは絶対に許されない」という教職員の姿勢を様々な活動を通して児 童に示す。
- ⑤ 児童の変化や兆候、懸念されることを見逃さないよう、観察・対話に努める。
- ⑥ 児童や保護者からの話、訴えを親身になって聞き、必ず解決する意志・姿勢 をもつ。

- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題への対処等、「いじめ」に対する理解を深める。 また、教職員自らの言動についても振り返り、よりよい指導を心がける。
- ⑧ 問題を一人で抱え込まず、生徒指導委員会や管理職、学年団や同僚への協力 を求め、全体の問題として捉える。
- (3) 学校全体として
 - ① 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」という学校風土を醸成する
 - ② いじめに関するアンケート調査 (年2回) を実施し、結果把握・共通理解を図るとともに、即応する体制をつくる。
 - ③ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員の理解と実践力・対応力を 培う。
 - ④ 校長講話や学校だより等を通じて、学校全体として「いじめのない学校」づく りを目指していることを啓発する。
 - ⑤ 「いじめの防止」に関する取組を児童会や各学級においても積極的に行う。
 - ⑥ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- (4) 保護者・地域に対して
 - ① 児童が発する変化のサインに気づいたら、学級担任に知らせ相談することの大切さを伝える。
 - ② 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを啓発する。

Ⅲ-2 早期発見

- (1) 日々の観察・対応
 - ① 教職員が児童との対話と傾聴に努め、日常の小さな変化も敏感に見とり、いじめにつながると考えられる事象を早期に発見・解消するよう努める。
 - ② 授業時間だけでなく休み時間や給食時間、登下校時の様子にも目を配り、指導に生かすよう努める。
 - ③ いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。
 - ④ いじめ相談窓口、人権擁護委員等のお知らせなどを紹介し、相談しやすい環境づくりに努める。
 - ⑤ 児童の発達段階や保護者の状況に合わせ、丁寧で継続した対応を行う。
 - ⑥ 児童が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努め、よりよい人間関係づくりができるよう指導を行う。
 - ⑦ 気になる言動は看過せず、適切な指導を行う。
- (2) 日常の連絡・対話と、日記や連絡帳の活用
 - ① 学級担任と児童・保護者の信頼関係を築く、日常の連絡・対話を根幹に、日 記や連絡帳の活用も図る。
 - ② 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

- (3) 教育相談(学校カウンセリング)の実施
 - ① 児童の悩み、困っていることをはじめ、たわいのない言葉にも耳を傾け、児童の心を軽くし、共に解決に向かう明るい方向性を確認し合う場とする。また、教職員と児童の信頼関係構築の場としても大切にし、定期的な教育相談と随時相談を行う。
 - ② 日常生活での児童への声かけ等、日頃から児童が気軽に相談できる環境を醸成する。
- (4) いじめに関するアンケート調査の実施
 - ① アンケートをいじめ (兆候や情報) を掴む手立ての一つとし、学級経営や学 級における生徒指導の機能を高めるためにも、6月と11月の年2回実施する。
 - ② 北斗市の取組である「生活アンケート」を2学期末に行い、生活全般について児童の状況を知り、問題となることについては即時に対応する。

Ⅲ-3 いじめへの対応

いじめ認知



報告 • 相談

- 生徒指導委員会
- 管理職



- ◇事実確認
- ◇保護者との連携
- ◇職員周知·理解
- ○対応策の取組
- ○関係機関との連携 (教育委員会・第三者 機関・警察等)

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職及び 生徒指導委員会に報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き対応を協議する。
- ③ いじめをやめさせ再発を防止するため、いじめを受けた 児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指 導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときには、保護者と連携をとりながら一定期間、別室等において学習を行うことや特別な支援を行う担当者を置く等必要な措置を講ずる。
- ⑤ 事実に係る情報、対応等を関係保護者と共有するために 必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会・第三者委員会及び警察と連携して対処する。

Ⅲ-4 ネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の児童生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。 (関連 いじめ防止対策推進法 第 19 条)

- ① 学校は定期的また随時にネットパトロールを行い、ネット上の書き込み等に注意 を払う。
- ② いじめ等に関わる児童本人や保護者、友人等から訴えがあった場合、事実関係を調査・確認し、必要な措置を講じるものとする。

- ・ いじめに関わる(いじめにつながる)書き込み・画像等の消去
- ・ 関係する児童やネット内の関係者に対する指導・警告 (関係機関との連携)
- ③ 日頃から、家庭と連携した指導及び啓発と、情報教育(情報モラル)の推進を図る。(「中学校区子どもを育てる会」「PTA活動」等との連携)
- ④ ネットは同一校内に限った広がりとはならないことも多いことから、他校との連携にも努める。

Ⅲ-5 教員研修

- ① いじめの早期発見・早期対応に資する研修を随時行い、児童の変化を見逃さず、 いじめを未然に防ぐ校内体制をより高める。
- ② 事例研修・報道等から「いじめ問題」を身近な問題として捉え、常に意識を高くもって組織的に対応・指導にあたる学校体制を築く。

Ⅲ-6 年間計画

「児童の様子を見とり、必要に応じて適切な指導を行う。」ことを根幹とし、常にいじめの未然防止、児童の意識高揚を目的とした学校経営及び学年・学級経営を推進する。

時期	内容
年度はじめ	いじめは絶対に許さない学年・学級経営、学級開き
(年間を通じた取組)	※ 傾聴と対話・観察を基本にした児童の見とりと即応した
	指導の継続(年間を通して)
	※ 学級懇談会における情報交流といじめ防止の啓発
	※ 「スマートフォン・携帯電話の安全な使い方」等、ネッ
	トいじめを未然に防ぐ指導と啓発活動(学校だより等)
	※ 調整会議(分掌代表・学年代表)における情報交流・共
	通理解・共通歩調による実践
	※ 「生徒指導委員会」の定期・随時開催による情報交流と
	取組の共通理解・実践
	※ 職員会議、日々の職員打合せ等、情報共有・共通理解を
	図る場を活用し、日頃から協働体制を確立する。
4月~ 5月	個人面談による保護者との連携
5月	学年学級経営交流会による情報交流・取組の確認
6 月	いじめアンケートの実施・集計・考察・対応策の実践
7 月	生徒指導特別支援交流会における情報交流・取組の確認
1 1 月	いじめアンケートの実施・集計・考察・対応策の実践
1 1月~12月	個人懇談における保護者との連携
1 2 月	「学校生活アンケート」の実施・集計・対応策の実践
	生徒指導特別支援交流会における情報交流・取組の確認
3 月	中学校教員による、6年生に対する「学校生活の約束」や「乗
	り入れ授業」等による指導

IV 重大事態への対処

児童生徒の生命・心身に重大な被害が生じた可能性があるとき

重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

(関連 「いじめ防止対策推進法 第28条)

- ① 重大事態が発生した旨を、北斗市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、設置者の下に当該事案に対処する組織を設置する。 (本校からは、校長及び生徒指導委員会の委員を基本とする)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 調査結果及び対応等について、いじめを受けた児童・保護者に対して適切な情報提供を行うものとする。
- ⑤ 重大事態に対する対応をはじめ、その状況や付随する事項について、校内における 情報交流・共通理解の徹底を図り、全校をあげて解決に向けた取組を行う。

事実関係を明確にするための調査

- ○重大事態に至る要因となったいじめ行為が
 - ・いつ(いつ頃)から
 - 誰から行われ
 - どのような熊様で
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - 児童生徒の人間関係
 - ・学校・教職員の対応

因果関係の特定を急がず、客観的な 事実関係を速やかに調査する。

民事・刑事上の責任追及やその他の 争訟への対応が直接の目的ではなく、 事実に向き合い、当該事態への対処や 同種の事態の発生防止を図るもの。

- ○いじめられた児童や、情報を提供した児童を守ることを最優先にした調査を行うこと。
- ○調査は「学校が行う場合」「設置者が行う場合」「調査組織が行う場合」があり、 その事態・状況に応じて適切に行うものとする。

V その他(参考資料等)

いじめを受けている子どものサインの例

○ いじめを受けている子どものサインの例

O 1 000 5 X 1) (1 0 1 C 0 0	学校での様子	
◇学校生活全般	○学校がつまらないとよく言う	○急に友人がいなくなる
○おどおどやぼんやりが多くなる	○持ち物の紛失、落書きなどがある	◇授業中の態度、学習面
○嫌な役目をさせられる	◇教師との関係	○発言を友人がからかう
○誘われると断りきれず、すぐ従う	○目を合わせず避けるようにする	○学習についていけない
○異常に周囲を気にする	○教師を怖がっている	○授業中にぼんやりしている
○顔色が悪く、元気がない	○訳もなくすり寄ってくる	○急に成績が落ちてくる
○行事や部活動を嫌がる	◇友人関係	◇その他
○配布物がわたっていない	○遊んでいても楽しそうでない	○一人で掃除している
○休み時間、トイレに長く入っている	○悪口を言われても愛想笑いをする	○時々涙ぐんでいる
○身体的不調からよく保健室に行く	○からかわれる	○教室に入るのが怖いと言う
○遅刻・早退・欠席が多くなる	○おかしなあだ名をつけられている	○小さな失敗を気にし過ぎる

家庭での様子				
◇家庭生活全般	○学校を休みたがる	◇友人関係		
○朝、起きられない	○日記等に悩みなどを書く	○友人がいないと言う		
○朝、頭痛や発熱等を訴える	○学校のことを話さなくなる	○友人に意地悪されたと言う		
○昼夜逆転した生活をする	○食欲がなくなる	○友人を避けるようにする		
○朝、トイレから出てこない	○擦り傷、あざをつくって帰る	◇その他		
○昼ごろから元気になる	○いじめの被害等を話題にする	○小心、内気、心配性である		
○下校後、ぐったりしている	○休日や夏休み中は症状がない	○勉強が分からないと言う		
○帰宅が急に早くなる	○先生が嫌いだと言う	○他の欠席者を話題にする		
○急に落ち着きがなくなる	○閉じこもりがちになる	○明るさが次第になくなる		
○不審電話などがかかってくる	◇家族との関係	○欠点を強く気にする		
○お金をこっそり持ち出す	○頑なな感じになる	○転校したい、生まれ変わりたいと言う。		